

財務省告示第七十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十九年四月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年五月十日
 財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第六十三 回）	平成十九年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十九年法律第 二十五号）第二十一条並びに 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び附則第七十六条第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に競争入札において あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し

五

方募

入決定の

イ

価格競争

口

非競争入札

八

特別参加者

・別市場

・別市場

・別市場

・別市場

・別市場

・別市場

て得られる価格をその発行（以下「非競争入札発行」という。）の価格を競争入札発行の決定を及
 び価格競争入札の募入の決定を
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特別
 参加者ごとに応募限度額を定め
 るものによる発行（以下「国債
 市場特別参加者・第 一 非価格競
 争入札発行」という。）
 もの申込みのうち応募価格の高い
 申込みからその応募額を順次割
 り当てる。応募額を案分により
 各国債市場特別参加者ごとの
 応募額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。
 各国債市場特別参加者ごとの
 各限額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

六

イ
発

入 価 行 争 非
札 格 行 入 価
発 競 札 格
行 争 額 発 競

口

札 非
発 競
行 争
入

八

者 特 国
者 特 国
者 特 国
者 特 国
者 特 国
者 特 国

二

者 特 国 行 争 非
者 特 国 者 特 国
者 特 国 者 特 国
者 特 国 者 特 国
者 特 国 者 特 国
者 特 国 者 特 国

た	条	特	で	た	条	特	で	た	条	特	百	て	基	附	七	つ	定	す	億	債	の	例	政	う	額
利	第	別	千	利	第	別	百	利	第	別	十	は	づ	則	億	い	る	八	に	規	の	等	運	ち	面
付	一	会	七	付	一	会	六	付	一	会	万	、	き	第	九	て	基	千	つ	定	規	に	営	、	金
国	項	計	百	国	項	計	十	国	項	計	円	額	面	行	千	は	律	十	い	に	関	の	平	額	
債	の	に	八	債	の	に	億	債	の	に		金	し	六	、	き	第	万	は	づ	す	た	成	一	
に	規	定	十	に	規	定	千	に	規	定		額	た	百	面	額	行	円	、	き	法	め	の	十	
つ	い	て	八	つ	い	て	九	つ	い	て		二	利	条	第	十	六	、	額	行	第	の	九	兆	
て	、	額	億	て	、	額	万	て	、	額		千	付	一	五	万	で	特	面	利	二	公	年	八	
、	額	面	円	、	額	面	円	、	額	面		億	国	万	の	、	別	、	金	行	条	債	度	千	
額	面	金	円	額	面	金	円	額	面	金		二	債	円	規	十	会	額	した	第	の	に	三		
面	金	額	円	面	金	額	円	面	金	額		千	に	定	法	三	計	、	た	一	發	お	十		
金	額	し	円	金	額	し	円	金	額	し		億	に	い	に	十	に	七	利	第	行	け	九		
額	し	六	円	額	し	六	円	額	し	六		二	い	に	法	十	に	千	付	一	の	る	億		
額	し	六	円	額	し	六	円	額	し	六		千	に	に	に	十	に	額	国	項	特	財	円		

十
三

札 国 特 者 非 争 行 債 別 価 ・ 入 利 入 札 過 経 の
行 場 加 参 第 格 第 参 市 及 入 札 過 払 の
、 場 加 参 第 格 第 参 市 及 入 札 過 払 の
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、

十
九
銭

(一) 年一・二パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{債面金額の総額} \times 1.2 \times 36}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記の算式により算出した金額に

十四 初期利子

当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{12}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十四年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十九年四月二十五日